

東京工業大学金属同窓会規約

(名称)

第1条 本会は、東京工業大学金属同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、将来の本会会員の育成につながる活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するために、懇親会、講演会等の開催、名簿の管理、在学生への教育に関する支援など、その他必要と認められる事業を行う。

(事務所)

第4条 本会は、事務局を東京工業大学内に置く。

2.事務局には、事務局長を置く。

(会員)

第5条 本会は、以下の者を会員として組織する

1. 東京工業大学の金属工学科および関連する課程を卒業した者、同大学院金属工学専攻、材料工学専攻（金属分野）および関連する専攻の修士または博士課程を専攻した者、および同専攻に論文を提出して学位を受けた者。
2. 東京工業大学の物質理工学院材料系の金属分野の学士課程を卒業した者、または同学院同分野の修士または博士課程を専攻した者、および同学院同分野に論文を提出して学位を受けた者。
3. 金属工学科、金属工学専攻、材料工学専攻（金属分野）、関連する専攻の教職員、物質理工学院材料系の金属分野を担当する教職員、および本会に関係が深く本会の目的に賛同し入会を希望する者で幹事会の承認を受けた者。

(役員)

第6条 本会に、役員として会長1名、副会長若干名、事務局長1名、常任幹事若干名、幹事および会計監査2名を置く。また、名誉会長を置くができる。

(役員を選任)

第7条 役員は、幹事会において推薦し、総会の承認を得る。

2. 幹事はおおむね各卒業年度に1名を選任する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその仕事を代行する。
3. 常任幹事は、会務を処理し、事務局長はそれらを統括する。
4. 幹事は本会事業の運営に貢献する。
5. 会計監査は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長がこれを招集する。

2. 幹事会の構成員は役員とする。
3. 幹事会は、会の運営に関する重要な事項を審議する。

(総会)

第11条 総会は、会長が毎年これを招集する。

2. 会長、副会長、または幹事会が必要と認めたときは、臨時に総会を開くことができる。3. 総会での決議には、出席会員の過半数の同意が必要である。
4. 緊急の場合、当該案件に限って、幹事会が総会を代行できる。

(議決事項)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

1. 規約の改廃
2. 役員を選任
3. 事業および会計報告
4. その他本会に係る重要な事項

(会費)

第13条 会員は、別に定める会費を納めるものとする。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約改廃)

第16条 本規約の改廃は、総会の出席会員の3分の2以上の同意を要する。

附則 平成28年5月21日に規約改定。令和4年10月22日に規約改定、令和5年11月3日規約改定、同日より施行する。